

機密保持契約書

(以下「甲」という)と リブート株式会社 (以下「乙」という) とはパソコンリサイクル業務の委託契約 (以下「原契約」という) に基づき、以下の条項により機密保持契約を締結します。

第1条 (目的)

本契約は、乙が原契約の履行に伴い知り得た甲及び甲の顧客の機密情報を守秘するために締結され、乙の守秘義務の履行手続き等を定めることを目的とする。

第2条 (機密の定義)

乙が守秘義務を負う機密情報とは、乙が原契約において知り得た甲及び甲の顧客についてのいっさいの情報をいい、個人情報及び技術情報を含む。ただし、次の各号の情報は機密情報には該当しない。

1. 既に公知となっている情報及び開示後に公知となった情報
2. 甲が乙に公表することを承諾した情報
3. 乙が原契約前に独自に入手した情報
4. 乙が守秘義務を負うことなく正当な第三者から適法に入手した情報

第3条 (禁止事項)

乙は、前条に定める機密情報を機密に保持するために、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. 原契約の全部または一部を第三者に再委託するにあたり、甲の許可なく、機密情報を当該再委託先に開示すること
2. 甲の許可なく原契約を履行する以外の目的に使用すること
3. 甲の許可なく機密情報を所定の場所より搬出すること
4. 機密情報を甲の承諾なしに複製、変更、廃棄、残置すること

第4条 (保管場所)

乙は、機密情報を記録した書面及び機密情報の記録された記憶媒体を甲もしくは乙の従業員だけが立ち入ることのできる場所に設置された施錠のできる保管施設 (以下併せて「保管場所」という) に保管しなければならない。

第5条 (従業員教育)

乙は、乙の担当者に対して原契約に定める事項を十分に説明し、機密情報の保持についての教育を徹底し、これを担保するために乙の従業員との間で機密保持契約を締結するなどの策を講じなければならない。

第6条 (再委託)

乙は、原契約を履行するための業務のうち機密情報を取り扱う業務を第三者に再委託するにあたり、再委託業務の内容、業務に関与する担当者の氏名、経歴等の甲が要求する事項を事前に書面で甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。

第7条 (機密情報の返還)

乙は、個人契約に基づく作業が終了した場合、甲から提供を受けた物件をすべて返却しなければならない。

第8条 (立ち入り検査)

甲は、事前の通知をもって乙の守秘義務の履行状況を調査するために、保管場所に立ち入ることができるものとする。

第9条 (協議事項)

本契約に定めのない事項または解釈上の疑義については、甲、乙双方とも信義誠実の原則により協議を行うものとする。

以上、本契約の成立を証して、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

(甲)

(乙)